

平成25年8月1日

会員各位

龍ヶ崎市商工会
会長 川北 嗣夫

プレミアムたつのご商品券 取扱加盟店募集

当会では、依然として低迷する地元消費需要の喚起を図ると共に、会員事業所の販売促進に資することを目的として、昨年好評を博した10%のプレミアム付商品券（1万円で1万1千円分の市内限定商品券：1万セット・総額1億1千万円分）を引続き発行することとなりました。

この商品券は有効期限付で発行するもので、プレミアム部分について龍ヶ崎市の補助を受けて実施するものです。

つきましては、商品券の取扱加盟店を下記の概要のとおり募集いたしますので、ご確認の上お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取扱加盟店は、10月中旬発行予定の【りゅうほ一】と販売告知チラシに店舗名を記載いたします。

取扱加盟店募集概要

取扱加盟店申込期間 平成25年8月5日（月）から8月23日（金）（締切り日を過ぎてのお申込みはチラシには掲載されませんので、ご了承ください。）

業種及び店舗 龍ヶ崎市内で営業している店舗（但し、風俗業種は対象外です。）

取扱加盟店申込方法

裏面の「【プレミアムたつのご商品券】取扱加盟店登録申込書」にご記入の上、下記のいずれかの方法でお申込みください。※登録料は無料です。

1. 直接申込：龍ヶ崎市商工会へご持参ください。（土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時）
2. FAXでの申込：0297-64-0645

商品券販売日 平成25年11月1日（金） 午前10時から（売切れ次第終了）

商品券有効期間 平成25年11月1日（金）～平成26年2月28日（金）

取扱加盟店の負担金

商工会での換金の際に、販売金額の2%をご負担願います。

商品券の流れ（販売から換金まで）

1. 申込みされた加盟店にはポスター・のぼり旗を配付いたします。利用できるお店であることが分かるように目立つところに掲げてください。
2. 商品券を利用されるお客様が来店されたら
 - （1）商品券を利用しお買い物をしていただきます。
 - （2）商品券でのつり銭は出しません。
3. 商品券に店名の記入
お客様から受け取った商品券は券裏面の取扱店欄に社判を押すかボールペン等で店名をご記入し、波線に従い切り取ってください。社判や記入がない場合は換金できませんのでご注意ください。
4. 商品券の換金
 - （1）換金申請書に必要事項を記入し押印のうえ、商品券を添えて商工会へお持ち下さい。
 - （2）換金は、平成25年11月から平成26年3月のうち、当会が指定する日に小切手にてお支払いします。

【問合せ先】 龍ヶ崎市商工会（担当：木村、高橋） TEL 0297-62-1444

平成25年 月 日

【プレミアムたつのこ商品券】取扱加盟店登録申込書

店 名

代表者名

所 在 地

電話番号

【業 種】(いずれかにレ点を付けてください)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ 食料品・菓子 | ☐ 飲食店 |
| ☐ スーパー・コンビニ・ドラッグストア | ☐ 理容・美容 |
| ☐ 衣料品・スポーツ用品・靴 | ☐ 家具・寝具・電化製品 |
| ☐ 化粧品・医薬品・生花 | ☐ 人形・絵・陶器 |
| ☐ メガネ・時計貴金属 | ☐ 建築金物 |
| ☐ 土木・建築 | ☐ ガス・ガソリン・石油製品 |
| ☐ 自動車・自転車・バイク・カー用品 | ☐ クリーニング店 |
| ☐ その他 () | |

☐大型店（総店舗数の売場面積1,000㎡以上の物販店とする。）

※大型店の場合は、1,000円券 5枚のみ使用可能となります。

下記の事項を遵守し、【プレミアムたつのこ商品券】取扱加盟店として申込みます。

【遵守事項】

- 商工会で作成したのぼり旗を店頭に、レジ横にポスター等で商品券加盟店である旨をPRして下さい。
- 商品券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等とお引換え下さい。
- つり銭は出しません。その旨を商品券（裏面）に記載しておりますが、十分お気をつけ下さい。
- 取扱加盟店独自の、商品券使用限度額を設けないで下さい。
- 商品券には偽造防止策が施してあります。
- 換金の際に、販売金額の2%を手数料としてご負担頂きます。
- 換金は、小切手のみとなります。
- その他、実施要項を遵守いたします。